

介護保険のお知らせ

その1 介護保険料の納め方

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料の納め方は、納付書による納付（普通徴収）と、年金から天引き（特別徴収）される2つの種類に分かれます。

どちらの納め方になるかは、老齢・退職（基礎）年金の受給額などで決まります。町民の皆さんが地域で安心して暮らすために、介護保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。

普通徴収

対象者は、
老齢・退職（基礎）年金の受給額が年額18万円（月額1万5千円）未満の人
老齢福祉年金、障害年金、遺族年金のみ受給している人（10月から障害年金、遺族年金が特別徴

収の対象になります）

年度の途中で転入された人や65歳になった人所得段階が変更になった人
普通徴収は、町が6月中頃に送付します納付書により1年分の保険料を6月から11月までの6期に分けて、納期ごとに役場・出張所の窓口や指定の金融機関で納めていただくか、口座振替で納めていただきます。

また、12月以降にの
対象者になられた人には、随時納付書を送付しますので、特別徴収に切替えられるまで普通徴収で納めていただきます。

便利な口座振替で納め忘れなし

「時間なくて」「つい忘れて…」そんな人におすすめののが口座振替です。保険料は、金融機関などから自動的に振り替

えられるため、納めに行く手間が省け、納め忘れもなくなります。
手続きは、指定の金融機関などに通帳届出印、通帳を持参して窓口で申し込み下さい。

特別徴収

対象者は、老齢・退職（基礎）年金の受給額が年額18万円（月額1万5千円）以上の人。

納め方は、偶数月に支払われる年金から2カ月分の介護保険料があらかじめ天引きされます。（老齢福祉年金、障害年金、遺族年金は特別徴収の対象になりませんが、10月から障害年金、遺族年金が対象になります。）

保険料は、次の表のとおり4月・6月・8月が仮徴収として納めていただき、10月・12月・2月

の本徴収では年額保険料から仮徴収分を差し引いた残額を3回で納めていただきます。

このため、保険料改定や所得段階の変更等により年額保険料が変動すると、仮徴収期間の保険料に比べて、本徴収期間の保険料が大幅に上がる場合があります。「納付通知書」の期別保険料をご確認下さい。
年金の現況届を出さないと年金が支給停止になり、保険料が天引きできなくなりますので、必ず提出しましょう。

介護保険料の滞納による措置

保険料を滞納すると、次のような給付制限の措置を受けることになりますので、ご注意ください。

- 1年以上滞納すると、介護サービスの費用をいったん全額支払わないとサービスの利用ができなくなります。保険給付分（9割）は、あとで申請して払い戻してもらいうことになります。
- 1年6カ月以上滞納すると、介護保険給付の全部または一部が一時差し止められます。
- 2年以上滞納すると、未納期間の長さによって利用者負担の割合が1割から3割に引き上げられたり、一定の負担額を超えた場合の払い戻しが受けられなくなります。

仮徴収	本徴収
4月	10月
6月	12月
8月	2月

前年の所得などをもとに本年度の保険料が確定します。年額保険料が確定するまでの期間は暫定的の保険料で納めていただきます。

決定した年額保険料から仮徴収分を差し引いた残りを10月、12月、2月の3期にわけて納めていただきます。そのため、保険料の改定分も本徴収の3期に振り分けられることとなります。

【問い合わせ先】
町民課保健福祉グループ
(福祉住民担当) ☎5-1111